年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8件

岐阜厚生年金 事案 2383

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで 昭和38年3月18日から43年8月20日までの期間においてA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保存する失業保険被保険者名簿の記録、事業主及び同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和38年10月1日に、同社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人と同様にA社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B工場が適用事業所となった同年10月1日に同工場において資格を取得している者が数十名確認でき、これらの者は申立期間においても同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される

岐阜厚生年金 事案 2384

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで 昭和38年3月18日から58年2月10日までの期間においてA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保存する申立人の人事記録、雇用保険の記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和38年10月1日に、同社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保 険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万円とする ことが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人と同様にA社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B工場が適用事業所となった同年10月1日に同工場において資格を取得している者が数十名確認でき、これらの者は申立期間においても同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで 昭和38年5月7日から49年3月31日までの期間においてA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保存する申立人の人事記録、失業保険被保険者名簿の記録及び事業主の回答から、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和38年9月30日にA社において被保険者資格を喪失し、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間においては被保険者となっていないが、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間及びその前後の期間において、申立人の勤務実態に変更は無かったことがうかがえる。

さらに、申立人及び複数の同僚のA社及び同社B工場における被保険者記録から、同社B工場に勤務していた者については、同工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでは同社において被保険者としていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事

業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人と同様にA社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B工場が適用事業所となった同年10月1日に同工場において資格を取得している者が数十名確認でき、これらの者は申立期間においても同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

昭和38年5月7日から40年2月6日までの期間においてA社に継続して 勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないの で訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した在籍証明書及び複数の同僚の回答から、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和38年9月30日にA社において被保険者資格を喪失し、同社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間においては被保険者となっていないが、申立人及び複数の同僚の供述から、申立期間及びその前後の期間において、申立人の勤務実態に変更は無かったことがうかがえる。

さらに、申立人及び複数の同僚のA社及び同社B工場における被保険者記録から、同社B工場に勤務していた者については、同工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでは同社において被保険者としていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事

業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人と同様にA社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B工場が適用事業所となった同年10月1日に同工場において資格を取得している者が数十名確認でき、これらの者は申立期間においても同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

夫はA社本社から新工場建設のため昭和38年3月にB県C郡D町に責任者として転勤になった。途中で退職したことも無いのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保存する失業保険被保険者名簿の記録及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和38年10月1日に、同社から同社E工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、複数の同僚のA社及び同社E工場における被保険者記録から、本来、申立人の被保険者記録は、同社E工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでは同社において継続すべきであったと判断できることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人と同様にA社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社E工場が適用事業所となった同年10月1

日に同工場において資格を取得している者が数十名確認でき、これらの者は申立期間においても同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

A社から同社B工場へ転勤したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和 38 年 10 月 1 日に、同社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人と同様にA社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B工場が適用事業所となった同年10月1日に同工場において資格を取得している者が数十名確認でき、これらの者は申立期間においても同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

A社から同社B工場へ転勤したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和38年10月1日に、同社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人と同様にA社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B工場が適用事業所となった同年10月1日に同工場において資格を取得している者が数十名確認でき、これらの者は申立期間においても同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

昭和38年1月11日から48年7月1日までの期間において、A社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保存する失業保険被保険者名簿の記録、事業主及び同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和38年10月1日に、同社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の昭和38年8月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人と同様にA社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B工場が適用事業所となった同年10月1日に同工場において資格を取得している者が数十名確認でき、これらの者は申立期間においても同社に勤務していたことが推認されることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。